

# ご利用の手引き

WEB版 新・相続対策マスター Ver.3.3.2

■ こんなことができます ～全体像とポイント～ .....	P 1
■ 目次 .....	P 3
■ はじめに .....	P 4
■ 概要 .....	P 5
■ ログイン方法 .....	P 6
■ 基本操作 .....	P 7
■ シミュレーション(入力)手順 .....	P 10
<hr/>	
ステップ1 基本情報の入力 .....	P 11
<hr/>	
ステップ2 被相続人の家族構成図と相続人の選択 .....	P 16
<hr/>	
ステップ3 相続財産の一覧 .....	P 17
<hr/>	
ステップ4 相続財産の分割情報 .....	P 22
<hr/>	
ステップ5 各人の相続税額および納税資金不足額 .....	P 23

## ① 家族情報の収集

聞きにくい項目も質問で聞き出せる

## ④ 財産分割

「誰に」「何を」「いくら」  
渡したいのかを自由に設定できる

財産目録	父	母	子1	子2	子3
自宅用の土地・建物	1,000	1,000	0	0	0
事業用の土地・建物	2,400	0	2,400	0	0
その他の土地・建物	0	0	0	0	0
現金類 (法外財産)	18,000	0	18,000	0	0
上乗株式・有価証券	2,000	0	0	2,000	0
預貯金	6,000	0	0	0	2,000
死亡退職金	5,000	5,000	0	0	0
生命保険金	0	0	0	0	0
相続人への遺贈金	2,600	0	2,600	0	0
その他の財産	1,000	1,000	0	0	0
▲相続人全額	0	0	0	0	0
合計	30,000	7,000	21,000	2,000	2,000

被相続人の希望で分割を  
何度でもやり直しが可能!



## ② 家族構成図

四世代にわたる家族構成図の表示、  
法定相続人と法定相続分の確認が  
できる



家族関係・相続分の問題点が見つかる



## ③ 簡易財産入力

時価と評価額が入力できる

財産目録	時価	評価額
自宅用の土地・建物	5,000 万円	1,000 万円
事業用の土地・建物	12,000 万円	2,400 万円
その他の土地・建物		
現金類 (法外財産)	18,000 万円	
上乗株式・有価証券	2,000 万円	
預貯金	6,000 万円	
死亡退職金	8,000 万円	5,000 万円
生命保険金	0 万円	
相続人への遺贈金	2,600 万円	
その他の財産	1,000 万円	
▲総入金額	38,600 万円	36,800 万円

時価入力ができるので、  
評価額との違いが分かる



⑤ 結果画面 相続税額と手取り額、納税不足額など算出できる

各人の相続税額および納税資金不足額						
	合計額：万円	★配偶者	★子1	★子2	★子3	★子4
各人の相続財産額	52,600	14,000	30,600	2,000	2,000	2,0
各人の課税価格	36,000	7,000	21,000	2,000	2,000	2,0
各人の相続税額	6,135	1,192	3,578	340	340	3
実際の納付税額	4,942	0	3,578	340	340	3
手取り額	47,657	14,000	27,021	1,659	1,659	1,6
換金性資産額	16,000	8,000	0	2,000	2,000	2,0
納税資金不足額	3,578	0	3,578	0	0	
不足額を埋う 生命保険金額	3,757	0	3,757	0	0	
財産を充てず済む 社会保険金額	5,672	0	4,104	391	391	3

★は相続税法上・民法上両方の法定相続人 ☆は民法上のみの法定相続

※単位金額（千円・万円）未満は切捨て表示しているため、それぞれの金額を合計した金額が合計額と一致しない場合があります。

生命保険の活用 表示・非表示

**生前贈与**

贈与を使った場合と使わない場合の税額比較



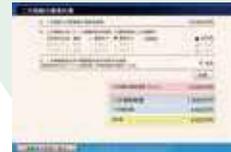
**遺留分侵害額**

遺留分侵害の有無と、侵害額を計算



**二次相続**

配偶者自身の財産を含めた二次相続額を計算



**連帯保証債務の解説**

印刷用PDFの作成

**一時所得形態**

保険契約の「相続型」と「一時所得型」の比較



**納税猶予**

自社の納税猶予制度を活用した場合の税額比較



**遺族生活資金**

遺族の生活資金の不足額を計算



相続における問題点が明確になり、  
解決策を導くことができるシミュレーションです！！

# 目次

■ こんなことができます ～全体像とポイント～ .....	P 1
■ 目次 .....	P 3
■ はじめに .....	P 4
■ 概要 .....	P 5
■ ログイン方法 .....	P 6
■ 基本操作 .....	P 7
■ シミュレーション(入力)手順 .....	P 10
<hr/>	
ステップ1 基本情報の入力 .....	P 11
<hr/>	
配偶者の質問と、その選択状況による子どもの質問 .....	P 11
子どもの生死と孫の質問 .....	P 13
養子の質問 .....	P 13
孫養子の質問 .....	P 13
両親の質問 .....	P 14
兄弟姉妹の質問 .....	P 14
家族以外の質問 .....	P 14
<hr/>	
ステップ2 被相続人の家族構成図と相続人の選択 .....	P 16
<hr/>	
ステップ3 相続財産の一覧 .....	P 17
<hr/>	
自社株の入力 .....	P 18
死亡退職金の入力 .....	P 20
生命保険金の入力 .....	P 20
<hr/>	
ステップ4 相続財産の分割情報 .....	P 22
<hr/>	
ステップ5 各人の相続税額および納税資金不足額 .....	P 23
<hr/>	
①生前贈与による税額比較 .....	P 24
②一時所得形態による税額比較 .....	P 25
③遺留分侵害額 .....	P 27
④納税猶予の活用 .....	P 28
⑤二次相続の簡易計算 .....	P 33
⑥配偶者の遺族生活資金 .....	P 34
⑦印刷用PDF .....	P 35

# はじめに

WEB版 新・相続対策マスター(以下「本シミュレーション」)をご利用いただくにあたり、下記について、あらかじめ承諾された上で本シミュレーションをご利用ください。

- 本シミュレーションの計算結果はあくまでも概算です。従って、実際の税額等を保証するものではありません。詳しくは税理士等の専門家にご相談ください。
- 本シミュレーションに起因して利用者およびその他第三者に損害が発生しても、株式会社シャフトおよび本シミュレーションの監修者は一切の責任を負いません。
- 本シミュレーションのバージョンアップにより、記載している画面が変更になる場合がございます。

## ● 動作環境

本シミュレーションでは、下記環境でのご利用を推奨しております。  
記載されていない端末の動作は保証しておりませんのでご了承ください。

動作環境	iPad
画面解像度	解像度1024×768ピクセル以上 (アスペクト比 4 : 3を推奨)

※パソコンで使用される場合は、最新ブラウザをご利用ください。  
※タブレットで使用される場合は、「標準ブラウザ」を推奨しています。

# 概要

## ● ポイント

- 家族構成図によって、相続人と被相続人との間の問題点を顕在化します。
- 相続人一人ひとりの相続税額の概算を計算します。
- そのための換金性資産は足りるのか？納税資金の不足分はいくらかを計算します。
- 相続人ごとの財産を全額守るために、それぞれいくらの生命保険金が必要なのか？を試算できます。(相続財産完全防衛額を相続人ごとに算出できるのは業界初！)
- 納税対策に生命保険を活用する場合、相続型と一時所得型でどちらが有利か確認できます。
- 遺産分割において、相続人個々の遺留分侵害額を計算します。
- 自社株の納税猶予制度を活用した場合、納税猶予額と猶予後の相続税額を試算します。
- 「持分あり社団医療法人」において、「持分なし医療法人」に移行するか否かにより、出資評価額を相続財産に加えるかを決められます。
- 二次相続の税額の概算を計算します。具体的には、配偶者が引継いだ相続財産に配偶者自ら所有する財産と小規模宅地等の特例における適用可否の選択による差額分を考慮して二次相続税額を計算します。
- 配偶者が今後生活していく上で、遺族の生活資金がいくら不足しているのか？を計算します。

## ● 特徴

- ◎ 対話式だから入力が簡単
- ◎ 四世代にわたる家族構成図の中で、相続税法上の法定相続人と相続分の特定が可能
- ◎ 先の配偶者と非嫡出子も表示可能
- ◎ シンプルなビジュアルで非常に分かりやすい
- ◎ 被相続人の希望による財産分けが試算可能
- ◎ 個々の財産完全防衛額(生命保険準備額)を表示
- ◎ 万円・千円の単位切替えが可能
- ◎ 簡易な二次相続税額の算出が可能
- ◎ 生前贈与シミュレーションによる簡易な税額比較を表示
- ◎ 生命保険を活用した簡易な税額比較(相続型・一時所得型)を表示
- ◎ 2018年度の税制改正において創設された「特例事業承継税制」に対応

# ログイン方法

① いずれかの方法で「相続マスター.com」にアクセスしてください。

① WEB版「新・相続対策マスター」にアクセス  
<https://www.souzoku-master.com>

◎ 「相続対策マスター」で検索

相続対策マスター

---

◎ QRコードでアクセス



② [ログイン] をタップ



③ 申込み済みのログインID  
(メールアドレス)、パスワードを  
入力し [ログイン] をタップ



④ [START] ボタンをタップ



シミュレーション開始

# 基本操作



## ■ メニューバー

- ① **トップ**  
スタート画面に移行できます。
- ② **データ読み込み**  
保存されたデータの一覧が表示され、データの呼出しとデータ削除ができます。
- ③ **データ保存**  
入力された情報を保存することができます。
- ④ **クリア**  
入力された情報がリセットされ、スタート画面に移行します。
- ⑤ **表示単位**  
金額の入力・表示単位を万円と千円に切替えができます。
- ⑥ **パスワード変更**  
ログイン時に必要となるパスワードを変更することができます。
- ⑦ **ログアウト**  
本シミュレーションを終了し、ログイン画面に戻ります。

## ■ 画面

### ⑧ タイトルバー

表示されている画面のタイトルが表示されます。

### ⑪ スクロールバー

画面スクロールが必要な場合、表示されます。

### ⑨ 表示画面

### ⑫ 画面移行ボタン

### ⑩ 数値入力

背景色が白色のエリアをタップすると数値が入力できます。

必ず、**半角数字で入力**してください。

## ■ 各種ボタン



### 選択ボタン

選択ボタンエリアのどれか一つをタップすると選択できます。



### チェックボタン

タップする毎にチェックの有無が変わります。



### 解説ボタン (※)

ボタンをタップするとその項目の解説画面が表示されます。



自社株の入力

### 入力ボタン (※)

ボタンをタップすると入力画面が表示されます。

他に [死亡退職金の入力] [生命保険金の入力] ボタンがあります。



### 閉じるボタン

入力された数値が反映されずウィンドウが閉じます。

入力金額の解説

ボタンをタップすると解説画面が表示されます。(※)

要件確認

計算

ボタンをタップすると入力された数値で計算され、結果が更新されます。

決定

入力された数値が反映され、ウィンドウが閉じます。

戻る

### 画面移行ボタン

一つ前の画面に戻ったり、次の画面に進んだりできます。

次の質問へ

(※) ポップアップ画面が表示



# シミュレーション(入力)手順

本シミュレーションは2つの大きなステージから成り立っています。

1. 被相続人の家族構成(家族以外も含む)を入力することから法定相続人を自動判別、法定相続分を自動計算します。
2. 財産一覧の入力と、各相続人の分割額を決めることにより、一人ひとりの相続税額等を概算計算します。  
また、相続税の関連資金(※)も同時に計算されます。

(※)生前贈与(暦年贈与)した場合の税額比較簡易シミュレーション。生命保険を活用した場合の相続型と一時所得型の税額計算。遺留分侵害額の計算。自社株の納税猶予額の計算(特例納税猶予にも対応)。持分あり社団医療法人の納税猶予適用有無の判断。二次相続税額の簡易計算。遺族の生活資金計算。

## ● 手順

### ステップ1 基本情報の入力

配偶者の有無や子どもの人数、養子、親族以外の人などを質問形式で入力します。

### ステップ2 被相続人の家族構成図と相続人の選択

ステップ1で入力した基本情報に基づき、家族構成図が表示されます。  
また、この画面では法定相続人以外の親族で財産を相続させたい人を再度選択することができます。選択すると表示の一部がオレンジ色に変わり、その人が財産分割画面に追加されます。

### ステップ3 相続財産の一覧

相続対象となる被相続人の財産を、土地・建物、自社株や預貯金等の種類ごとに入力します。なお、土地・建物に関しては、小規模宅地特例の適用前および適用後の額を入力、自社株・死亡退職金・生命保険金については専用の入力画面を用意しています。(現在加入している生命保険を見直す場合には生命保険欄は入力しないでおきます)

### ステップ4 相続財産の分割情報

ステップ2で決定した相続人に、ステップ3で入力した財産をそれぞれに分割して入力します。誰に、いくら渡すのかは自由に設定できます。一つの財産を複数の相続人に分割もできます。(死亡退職金・生命保険金については受取人を選択後に決定してください)

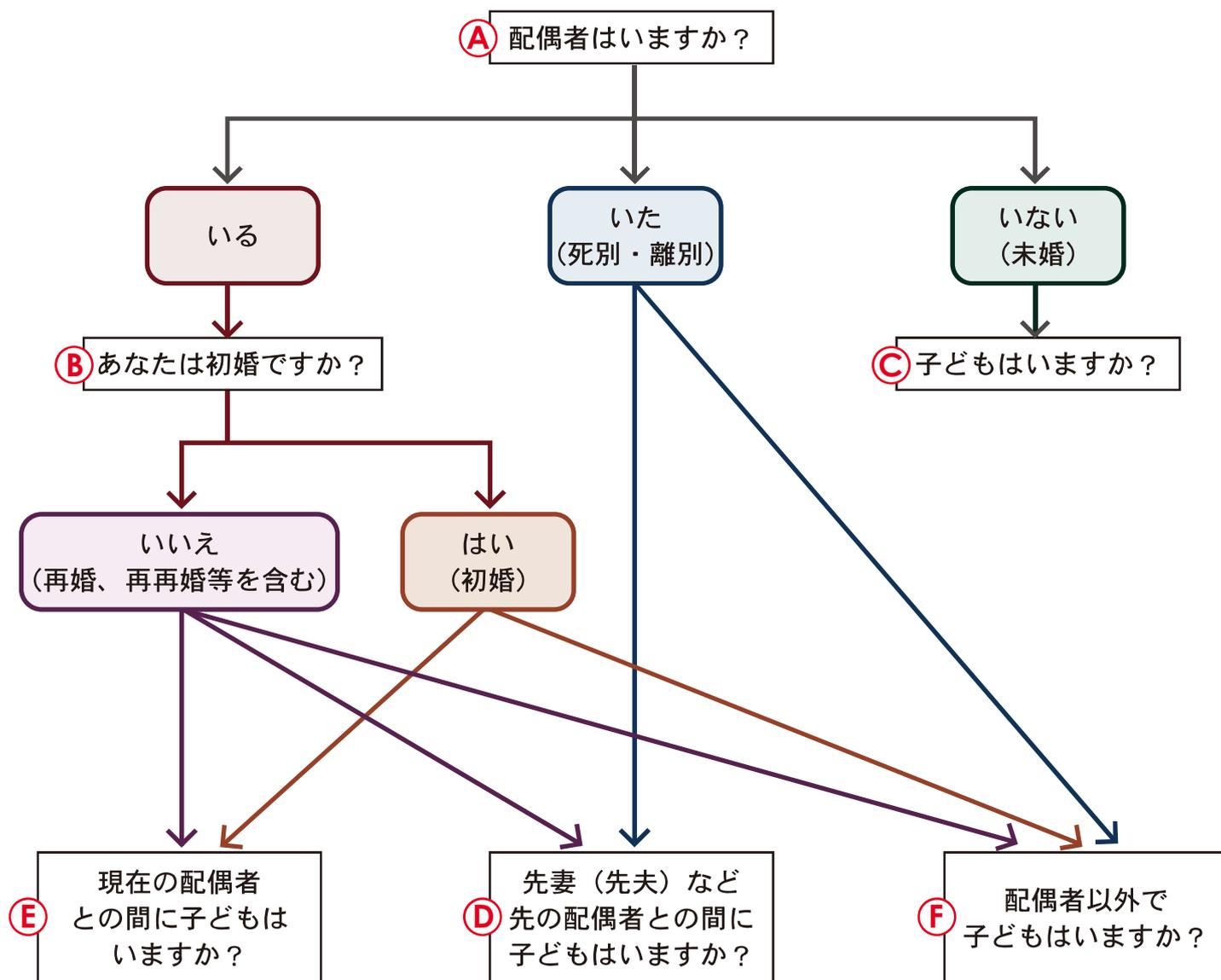
### ステップ5 各人の相続税額および納税資金不足額

ステップ4で入力した分割情報に基づき各人の相続税額が表示されます。  
同時に、相続税を支払うための資金(納税不足分および財産完全防衛額)も表示されます。  
また、ここから遺留分侵害額、相続税・贈与税の納税猶予額、配偶者の遺族生活資金の不足額の各画面に移動することや、生前贈与による税額比較、二次相続の簡易計算、生命保険を活用した税額比較もできます。

# ステップⅠ 基本情報の入力

ここでは、被相続人の家族構成を続柄ごとに質問形式で答えて入力していきます。  
各画面に表示される質問の内容を確認し、該当する項目を選択・入力してください。

## ■ 配偶者の質問と、その選択状態による子どもの質問



Q.配偶者の質問

Q.子どもの質問

この質問以降、子どもの相続人名は、**④⑤⑥**の順に、子1、子2、子3…となります。  
家族構成図でご確認ください。

< 遺族生活資金 >

『Q.配偶者はいますか?』の質問に対し、[いる]を選択した場合、配偶者の遺族生活資金の不足額を求めることができます。[はい]を選択し、配偶者の生年月日と月間希望生活費を入力します。なお、遺族生活資金は「各人の相続税額および納税資金不足額」画面(ステップ5参照)からも入力・変更することができます。



子どもの質問以降は[次の質問へ]ボタンをタップすることにより、孫→養子→孫養子→両親→兄弟姉妹→甥・姪→家族以外の順に質問をおこないます。

## ■ 子どもの生死と孫の質問

子どもが1人以上 [いる] 場合、その子どもの生死と孫の人数が入力できます。  
先妻（先夫）等との子、現在の配偶者との子、配偶者以外との子の該当する子どもの順となります。

基本情報の入力

Q. 子どもの生死と孫の人数  
死別・廃除・欠格の子はチェックをはずしてください。

先妻（先夫）等との子

子1の生存  孫（子1の子）の人数 1 人

子2の生存  孫（子2の子）の人数 2 人

現在の配偶者との子

子3の生存  孫（子3の子）の人数 2 人

※

死別・廃除・欠格の子はチェックを外す

孫の人数を入力

## ■ 養子の質問

養子の人数を入力してください。  
死別された養子の人数は [いる] の人数に含みません。

基本情報の入力

Q. 養子はいますか？

いる（孫養子含む）  いない（別居を含む）

「いる」場合のその人数 1 人

生存している養子で孫養子を含む人数を入力

## ■ 孫養子の質問

『Q.「孫」を養子にしていますか？』の質問に対し、[はい]を選択した場合、どの孫かを選択してください。  
先妻(先夫)等との子の子、現在の配偶者との子の子、配偶者以外との子の子の該当する孫の順に表示されます。

基本情報の入力

Q. 「孫」を養子にしていますか？

はい  いいえ

養子としている孫を選択してください。

先妻（先夫）等との子の子（孫）

孫1（子1）  孫2（子2）  孫3（子2）

現在の配偶者との子の子（孫）

孫4（子3）  孫5（子3）  孫6（子4）

※

養子としている孫にチェックを入れる

※ 全て表示されない場合は画面をスクロールしてください

■ 両親の質問

[いる] 場合、選択項目が表示される

■ 兄弟姉妹の質問

[いる] 場合、被相続人本人は人数から除き、死別を含む人数を入力

子、孫、養子、両親のうち、[いる] に該当する人が1人もいない場合は、甥・姪の質問画面となります。

死別・欠格の兄弟姉妹はチェックを外す

甥・姪の人数を入力

■ 家族以外の質問

ご家族以外に財産を渡したい方がいる場合は [いる] を選択し、人数を入力してください。親族とは、六親等以内の血族、三親等以内の姻族となります。

[いる] 場合、親族または親族以外の方の人数を入力

事業承継における後継者がご家族以外の場合は、[いる]を選択してください。



# ステップ2 被相続人の家族構成図と相続人の選択

ステップ1で入力した基本情報に基づき、家族構成図が表示されます。

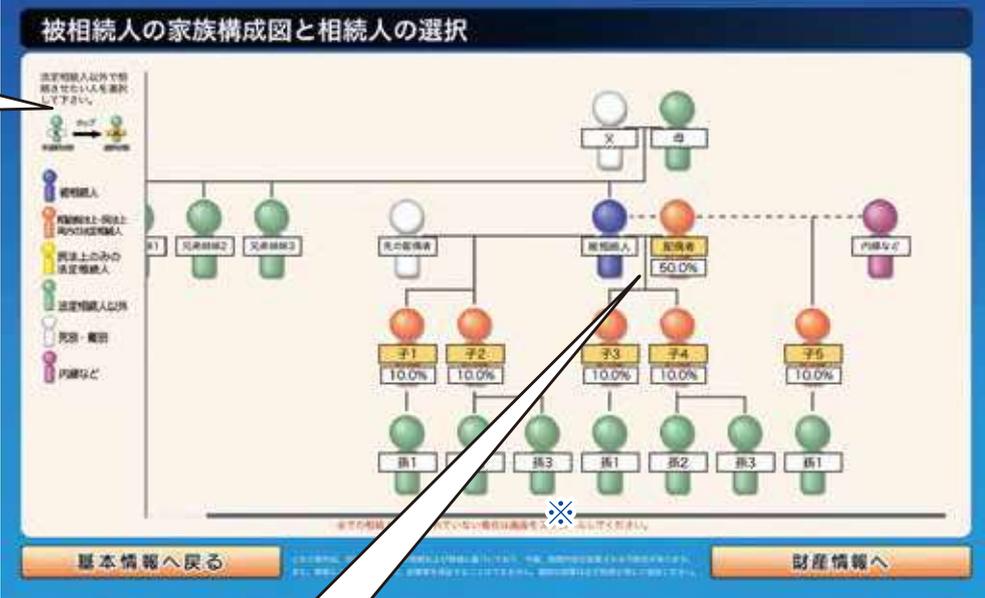
**【相続人種別】**

法定相続人以外で相続させたい人を選択してください。

母
→
母

未選択状態      選択状態

- 被相続人
- 相続税法上・民法上両方の法定相続人
- 民法上のみの法定相続人
- 法定相続人以外
- 死別・離別
- 内縁など

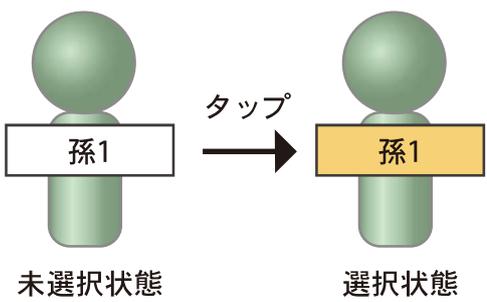


※ すべての相続人が表示されていない場合は、画面を横方向にスクロールしてください。

配偶者

50.0%

- 法定相続人(色により異なる)
- 被相続人との続柄
- 相続税法上の法定相続分割



上記、家族構成図内の法定相続人以外の方にも財産を相続させる設定ができます。財産を渡したい人のアイコン(人形)をタップすると被相続人との続柄の表示部分がオレンジ色になり、その人が財産分割画面に追加されます。

先の配偶者や内縁などの方は選択できません。財産を相続させたい場合は「家族以外に財産を渡したい親族以外の方」として入力してください。(直前の質問ページ)

# ステップ3 相続財産の一覧

ここでは、被相続人の財産を種別ごとに相続税評価額に直接入力します。土地・建物については小規模宅地等の特例適用前の額を財産額欄に入力し、小規模宅地等の特例適用後の額を相続税評価額欄に入力します。自社株(出資評価額)・死亡退職金・生命保険金については、それぞれ専用の入力画面を用意しています。

ボタントップ時解説画面が表示

小規模宅地等の特例適用前の額を直接入力

小規模宅地等の特例適用後の額を直接入力

財産の種類	財産の評価額の参考	財産額	相続税評価額
自宅用の土地・建物	建物の評価額は固定資産税課税標準を参照	5,000 万円	1,000 万円
事業用の土地・建物	建物の評価額は固定資産税課税標準を参照	12,000 万円	2,400 万円
その他の土地・建物	建物の評価額は固定資産税課税標準を参照	小規模適用前 万円	小規模適用後 万円
自社株(出資評価額)	配当金・配当金の特別給付額等も適用する場合も入力	A 自社株の入力 16,000 万円	
上場株式・有価証券	課税時期の最終価格もしくは直前3か月の月平均額の最低値のいずれか低い方・保有株式数	2,000 万円	
預貯金	解約時手取金額	6,000 万円	
死亡退職金	予定されている死亡退職金	8,000 万円	5,000 万円
生命保険金	契約書・被保険者が被相続人で保険金受取人が相続人である	生命保険金 万円	0 万円
自社法人への貸付金	自社法人への貸付金やその他の貸付金	2,600 万円	
その他の財産	財産一式のおよその価格(その他、宝石・貴金属・絵画・ゴルフ会員権など)	1,000 万円	
▲借入金等	被相続人個人の負債残高(被相続人が連帯保証している保証債務残高は除く)	0 万円	
合計		52,600 万円	36,000 万円

財産の評価額欄に直接入力(必ず半角英数で数値入力)

①自社株(出資評価額)・②死亡退職金・③生命保険金については、それぞれの項目にあるボタンをタップし専用の入力画面内で入力してください

### ㊤ 自社株の入力

ここでは、株式会社・特例有限会社の自社株評価額または医療法人の出資評価額を計算します。

#### ■ 【株式会社・特例有限会社】の場合

1株あたりの評価額、被相続人の持株数、発行済株式総数を入力してください。

自社株の持分評価額が計算されます。

また、後継者を選択し、後継者が既に取得している株式数を入力してください。

特例事業承継制度の要件を満たしている場合(解説画面を参照)、納税猶予額が「納税猶予の活用」画面(ステップ5の㊤)で計算されます。

The screenshot shows a form titled '自社株 (出資評価額)'. It has two radio buttons: '株式会社・特例有限会社' (selected) and '医療法人'. A button '入力金額の解説 (簡易評価額)' is in the top right. Below are input fields for '1株あたりの評価額' (10,000円), '被相続人の持株数' (16,000株), and '発行済株式総数' (20,000株). A green bar displays '自社株評価額 16,000万円'. Below is a dropdown for '後継者は?' (set to '★子1'). A field for '後継者が既に取得している株式数' is set to '0株'. A question asks if the user knows about special inheritance tax provisions. Below are four buttons: '特例事業承継税制とは', '特例事業承継税制の要件', '特例事業承継税制の手続きの流れ', and '一般事業承継税制の要件'. A '決定' button is at the bottom.

Callouts from the image:

- 入力金額の解説 (簡易評価額)
- 自社株の持分評価額が自動計算表示
- 後継者の指定 (親族以外の場合は、14ページに記載の「家族以外の質問」で入力が必要)
- 特例事業承継制度に関する解説

※ 全て表示されない場合は表示エリア内をスクロールしてください

### ⚠ 注意事項

本シミュレーションでは、特例事業承継税制については「被相続人である1名の株主から、後継者1名(推定相続人等以外を含む)の承継パターン」に対してのみ、対応しています。

また、特例事業承継税制・一般事業承継税制を適用するにはいくつかの要件があります。

概算シミュレーションの都合上、29ページに記載の2点に絞って条件設定しております。

それらの条件が満たされていない場合、確認メッセージ、またはエラーメッセージが表示され、シミュレーションをおこなうことができません。

■ 【医療法人】の場合

持分あり社団医療法人(経過措置型医療法人)であり、かつ、「持分なし」医療法人への移行を考えていない場合は、出資額(資本金)合計と被相続人の出資割合、貸借対照表の純資産合計を入力してください。出資評価額が計算されます。

「持分なし」医療法人の場合、または「持分なし」医療法人への移行を考えている場合は、出資評価額が「0」円となります。

自社株 (出資評価額)

株式会社・特例有限会社
  医療法人
 入力金額の解説

持分あり社団医療法人(経過措置型医療法人)ですか?

はい
  いいえ

「持分なし」医療法人に移行を考えていますか?

はい
  いいえ

出資額 (資本金) 合計	10,000	万円
被相続人の出資割合	20	%
貸借対照表の純資産合計	30,000	万円
出資評価額	6,000	万円

決定

医療法人の出資評価額が自動計算表示

## ② 死亡退職金の入力

ここでは、死亡退職金の受取人指定と退職金額を入力します。

死亡退職金  
死亡退職金の受取人指定と退職金額を入力してください

受取人	退職金	評価金額
★配偶者	8,000 万円	5,000 万円
★配偶者	0 万円	0 万円
★配偶者	0 万円	0 万円
★配偶者	0 万円	0 万円
★配偶者	0 万円	0 万円
★配偶者	0 万円	0 万円
★配偶者	0 万円	0 万円
★配偶者	0 万円	0 万円

死亡退職金の受け取りは通常、配偶者や指定された相続人など1人です。しかし配偶者がなく、子どもが複数いて指定されていない場合などには、退職金を相続人である子ども全員で均等に分けることとなりますので、その場合は相続人である子ども全員に退職金を均等に分けた金額を入力してください。

決定

評価金額は入力金額ではなく、非課税限度額（\*1）控除後の金額が自動計算表示（\*2）

（\*1）非課税限度額  
= 500万円×相続税法上の法定相続人の数

受取人への実際の支払金額を入力

$$(*2) \text{ 各人の評価金額} = \text{各人の退職金額} - \left( \text{非課税限度額} \times \frac{\text{各人の退職金額}}{\text{退職金合計額}} \right)$$

死亡退職金の受取りは通常、配偶者や指定された相続人など1人です。しかし配偶者がなく、子どもが複数いて指定されていない場合などには退職金を相続人である子ども全員で均等に分けることとなりますので、その場合は相続人である子ども全員に退職金を均等に分けた金額を入力してください。

死亡退職金の受取人は、法定相続人のみとなります。

## ③ 生命保険金の入力

ここでは、生命保険金を入力します。

被相続人が「契約者」かつ「被保険者」である契約形態が対象となります。

現在加入している生命保険を見直す場合には、生命保険欄は入力しないでおきます。

生命保険  
「契約者」「被保険者」が被相続人の契約を入力してください。

受取人	保険金額	評価金額
★配偶者	5,000 万円	2,500 万円
★子1	1,000 万円	500 万円
★配偶者	0 万円	0 万円
★配偶者	0 万円	0 万円
★配偶者	0 万円	0 万円
★配偶者	0 万円	0 万円
★配偶者	0 万円	0 万円
★配偶者	0 万円	0 万円
★配偶者	0 万円	0 万円

決定

評価金額は入力金額ではなく、非課税限度額（\*1）控除後の金額が自動計算表示（\*3）

法定相続人ではない相続人の評価金額は、入力金額が自動表示

各相続人の実際の受取保険金額を入力

$$(*3) \text{ 各人の評価金額} = \text{各人の保険金額} - \left( \text{非課税限度額} \times \frac{\text{各人の保険金額}}{\text{保険金合計額}} \right)$$





# ステップ5 各人の相続税額および納税資金不足額

これまで入力した基本情報、財産、各相続人の課税金額から各人の相続税のシミュレーション結果を表示します。

この画面から生前贈与による税額比較、生命保険を活用した税額比較、遺留分の侵害額、自社株の納税猶予額、二次相続の簡易計算、配偶者の遺族生活資金の不足額の各画面に移動することができます。

解説アイコン

各人の相続税額および納税資金不足額							
★は相続税法上・民法上両方の法定相続人 ☆は民法上のみの法定相続							
合計額：万円	★配偶者	★子1	★子2	★子3	★子4		
各人の相続財産額	52,600	14,000	30,600	2,000	2,000	2,000	2,000
各人の課税価格	36,000	7,000	21,000	2,000	2,000	2,000	2,000
各人の相続税額	6,135	1,192	3,578	340	340	340	340
実際の納付税額	4,942	0	3,578	340	340	340	340
手取り額	47,657	14,000	27,021	1,659	1,659	1,659	1,659
相続財産額に対する負担割合	9.4%	0.0%	11.7%	17.1%	17.1%	17.1%	17.1%
換金性資産額	16,000	8,000	0	2,000	2,000	2,000	2,000
納税資金不足額	3,578	0	3,578	0	0	0	0

① 生前贈与

② 一時所得形態

③ 遺留分侵害額

④ 納税猶予

⑤ 二次相続

⑥ 遺族生活資金

生命保険の活用 表示

連帯保証債務とは？

印刷用PDF

生命保険の活用 表示

「不足額を補う生命保険金額」などが表示・非表示

換金性資産額	16,000	8,000	0	2,000	2,000	2,000	2,000
納税資金不足額	3,578	0	3,578	0	0	0	0
不足額を補う生命保険金額	3,757	0	3,757	0	0	0	0
財源不足を補う生命保険金額	5,672	0	4,104	391	391	391	391

連帯保証債務についての解説画面が表示

この結果を基に、現在加入している生命保険の見直しに入ります。  
まずは保険証券の確認から始めましょう！

※ 相続人が6人以上の場合は、画面を横方向にスクロールしてください。

① 生前贈与による税額比較

ここでは、これから実行する生前贈与によって軽減される相続税額の計算ができます。基礎控除(110万円)を上回る贈与を実行した場合には、軽減される相続税額と贈与税合計の合計額(納税額計)と負担割合も表示されます。

生前贈与による税額比較

贈与する人数 1 人 累計贈与額 110万円  
うち20歳以上の直系卑属の人数 1 人 贈与税合計 0万円  
贈与する金額 110 万円 負担割合 0.0%  
贈与する期間 1 年 計算

贈与を使用した場合の比較	
◆贈与を使用しない場合 (相続税のみ)	◆贈与を使用する場合 (相続税+贈与税)
相続財産額 52,600万円	相続財産額 52,490万円
課税価格 36,000万円	贈与額合計 110万円
納付税額 4,942万円	課税価格 35,890万円
相続財産額に対する負担割合 9.4%	相続税額 4,917万円
	贈与税合計 0万円
	納付税額計 4,917万円
	相続・贈与の合計額に対する負担割合 9.3%

贈与する人数、金額、期間を入力

贈与する人数 3 人  
うち20歳以上の直系卑属の人数 3 人  
贈与する金額 200 万円  
贈与する期間 10 年 計算

[計算]ボタンをタップすると計算結果を表示

生前贈与による税額比較

贈与する人数 3 人 累計贈与額 6,000万円  
うち20歳以上の直系卑属の人数 3 人 贈与税合計 270万円  
贈与する金額 200 万円 負担割合 4.5%  
贈与する期間 10 年 計算

<試算上のご留意点>  
・生前贈与のご活用にあたっては、相続予定者の遺産分割に関して充分ご配慮の上ご検討ください。  
・生前贈与の試算は、「無税のない贈与金額」「無税のない贈与期間」等を設定してください。

贈与を使用した場合の比較	
◆贈与を使用しない場合 (相続税のみ)	◆贈与を使用する場合 (相続税+贈与税)
相続財産額 52,600万円	相続財産額 46,600万円
課税価格 36,000万円	贈与額合計 6,000万円
納付税額 4,942万円	課税価格 30,000万円
相続財産額に対する負担割合 9.4%	相続税額 3,612万円
	贈与税合計 270万円
	納付税額計 3,882万円
	相続・贈与の合計額に対する負担割合 7.4%

相続税の結果へ戻る

生前贈与を使用する場合の納付税額

② 一時所得形態による税額比較

納税対策に生命保険を活用する場合、「相続型」と「一時所得型」でどちらが有利かを確認することができます。

一時所得形態による税額比較<生命保険を活用した個人別（受取人ごとの）納税資金対策>

保険金受取人：★子1  
 ※複数人の場合は、それぞれ計算する必要があります。

新たに加入する保険金額：4,000 万円  
 支払い保険料総額：400 万円  
 受取人の年間所得金額（収入 - 必要経費）[総合課税のみ]：1,000 万円

相続型		一時所得型	
契約者	被保険者	契約者	被保険者
被相続人	被相続人	相続人	相続人
加入した保険金額を加えた相続財産	34,600万円	元の相続財産	30,600万円
上記に対応する相続税額 (A)	3,817万円	加入した保険金額	4,000万円
元の相続財産の相続税額 (B)	3,578万円	元の相続財産の相続税額と	
保険金に対応する相続税額 (A-B)	238万円	保険金に対応する税額 (B+C)	4,421万円
保険金部分の負担割合	6.0%	元の相続財産の相続税額 (B)	3,578万円
		保険金に対応する所得税(一時所得)・住民税額 (C)	842万円
		保険金部分の負担割合	21.1%

保険金受取人 ★子1  
 ※複数人の場合は、それぞれ計算する必要があります。

新たに加入する保険金額：4,000 万円  
 支払い保険料総額：400 万円  
 受取人の年間所得金額（収入 - 必要経費）[総合課税のみ]：1,000 万円

**計算**

[計算]ボタンをタップすると計算結果を表示

一時所得形態による税額比較<生命保険を活用した個人別（受取人ごとの）納税資金対策>

保険金受取人 ★子1  
 ※複数人の場合は、それぞれ計算する必要があります。

新たに加入する保険金額：4,000 万円  
 支払い保険料総額：400 万円  
 受取人の年間所得金額（収入 - 必要経費）[総合課税のみ]：1,000 万円

**計算**

相続型		一時所得型	
契約者	被保険者	契約者	被保険者
被相続人	被相続人	相続人	相続人
加入した保険金額を加えた相続財産	34,600万円	元の相続財産	30,600万円
上記に対応する相続税額 (A)	3,817万円	加入した保険金額	4,000万円
元の相続財産の相続税額 (B)	3,578万円	元の相続財産の相続税額と	
保険金に対応する相続税額 (A-B)	238万円	保険金に対応する税額 (B+C)	4,421万円
保険金部分の負担割合	6.0%	元の相続財産の相続税額 (B)	3,578万円
		保険金に対応する所得税(一時所得)・住民税額 (C)	842万円
		保険金部分の負担割合	21.1%

「相続型」の場合の保険金に対応する相続税額 << 計算方法 >>は次のページ

「一時所得型」の場合の保険金に対応する所得税(一時所得)・住民税額 << 計算方法 >>は次のページ

● 「相続型」の場合の保険金に対応する相続税額

《 計算方法 》

$$\text{保険金に対応する相続税額} = \text{A} \text{ 加入した保険金額を加えた相続財産に対する相続税額 (*1)} - \text{B} \text{ 元の相続財産の相続税額}$$

(\*1) 非課税金額控除を考慮。

● 「一時所得型」の場合の保険金に対応する所得税(一時所得)・住民税額

《 計算方法 》

◎ 保険金に対応する所得税(一時所得)・住民税額

$$= \text{ (一時所得金額 + 年間所得金額) の所得税・住民税額 (*2) } - \text{ 年間所得金額の所得税・住民税額 (*2) }$$

- (\*2) ・ 所得控除は基礎控除のみ適用して計算しています。  
 ・ 所得税には復興特別所得税を含んでいます。  
 ・ 住民税には均等割は考慮していません。

③ 遺留分侵害額

遺留分侵害額の計算は、相続税額の計算とは異なり、民法上の遺産分割に係る財産額で計算します。土地・建物については、小規模宅地の特例適用前の評価額(ステップ3で入力された財産額)が表示されますので、時価(実際の取引価格)を入力してください。

また、遺留分算定においては、相続人に対する生前贈与額を特別受益として持戻して計算されます。生前贈与額については、贈与時の価格ではなく時価(現在の価格)を入力してください。

上段：時価(実際の取引価格)を入力  
 下段：小規模宅地適用前の評価額  
 ステップ4で入力された評価額を基に、各人の分割割合を算出し、ステップ3で入力された財産額に対する分割額が自動計算表示

解説アイコン

遺留分侵害額						
★は相続税法上・民法上両方の法定相続人 ☆は民法上のみの法定相続人						
財産の種類	合計額：万円	★配偶者	★子1	★子2	★子3	★子4
自宅用の土地・建物	5,000	5,000	0	0	0	0
事業用の土地・建物	12,000	0	12,000	0	0	0
その他の土地・建物	0	0	0	0	0	0
上記以外の財産額	27,600	1,000	18,600	2,000	2,000	2,000
生前贈与額	0	0	0	0	0	0
相続+贈与	44,600	6,000	30,600	2,000	2,000	2,000
遺留分額	22,300	11,150	2,230	2,230	2,230	2,230
遺留分侵害額	6,070	5,150	0	230	230	230

※単位金額(千円・万円)未満は切捨て表示しているため、それぞれの金額を合計した金額が合計額と一致しない場合があります。

遺留分額と遺留分侵害額が自動計算表示

※ 相続人が6人以上の場合は、画面を横方向にスクロールしてください。

## ④ 納税猶予の活用

特例事業承継税制・一般事業承継税制の要件を満たしている場合にシミュレーションをおこないます。要件については、[要件確認]ボタン選択することをご確認できます。適用する納税猶予種別(Ⓐ Ⓑ Ⓒ)を選択すると、ステップ3「相続財産の一覧」の自社株(出資額評価)およびステップ4「相続財産の分割情報」にて入力いただいた情報により、猶予される税額と実際の納付税額の計算結果が表示されます。

ステップ3「相続財産の一覧」において、  
入力された値を表示

The screenshot shows a web interface for tax simulation. At the top, there are navigation buttons: 'トップ', 'データ読み込み', 'データ保存', 'クリア', '表示単位', and '終了'. The main title is '納税猶予の活用' with a date range '2018年[平成30年]1月1日から'. Below this, a table displays inheritance asset information:

後継者 ★子1	被相続人の持株数	16,000 株
	発行済株式総数	20,000 株
	後継者が既に取得している株式数	0 株

Below the table are three buttons labeled A, B, and C:

- Ⓐ 贈与税の特例納税猶予を選択
- Ⓑ 相続税の特例納税猶予を適用
- Ⓒ 相続税の一般納税猶予を適用

To the right of these buttons is a '要件確認' button with a dropdown arrow. A callout box points to this button with the text: '特例事業承継制度・一般事業承継税制の要件に関する解説'. Below the buttons, a large text box contains the message: '全ての要件を満たしているとして、シミュレーションを行います。上記のいずれかを選んでください。' At the bottom left, there is a button '相続税の結果へ戻る'.

## ⚠ 注意事項

特例事業承継税制・一般事業承継税制を適用するにはいくつかの要件があります。概算シミュレーションの都合上、次ページに記載の2点に絞って条件設定しております。それらの条件が満たされていない場合、確認メッセージ、またはエラーメッセージが表示され、シミュレーションをおこなうことができません。ステップ3「相続財産の一覧」およびステップ4「相続財産の分割情報」での入力値をご確認ください。

### 【要件1】同族過半要件

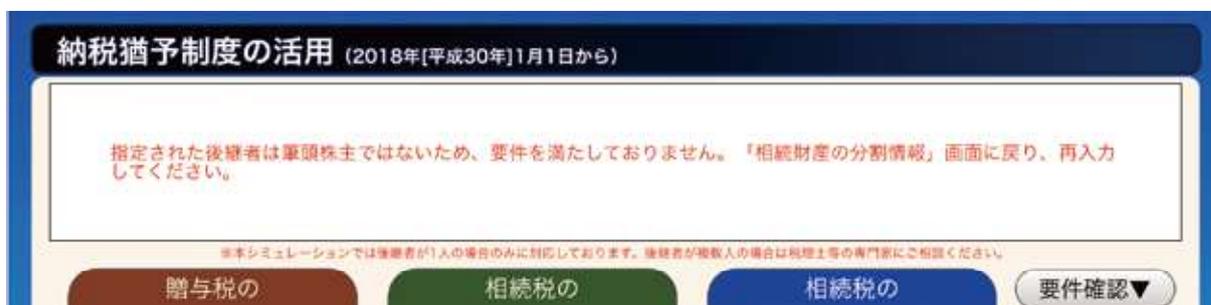
- 相続開始直前において、被相続人を含む同族関係者の保有割合が50%超となること。  
この要件が満たされない場合、自社株の入力時にエラーメッセージが表示されます。  
ステップ3「相続財産の一覧」での入力値をご確認ください。

保有株式数の入力は、シミュレーションの都合上、被相続人と後継者しか入力しませんが、他の同族関係者も含めて保有割合が50%超となる場合は、「はい」を選択



### 【要件2】同族内筆頭株主等要件

- 後継者が同族の中で一番株数を保有していること。  
この要件が満たされない場合、「納税猶予」ボタン選択時(ステップ5「各人の相続税額および納税資金不足額」参照)にエラー画面が表示されます。  
ステップ4「相続財産の分割情報」での入力値をご確認ください。



④ 贈与税の特例納税猶予を活用した場合

ステップ4「相続財産の分割情報」に入力いただいた情報により、暦年課税を選択した場合と相続時精算課税を選択した場合の贈与税額と贈与税の特例納税猶予される税額の計算結果が表示されます。ここでは、受贈者である後継者には他に贈与がないものとして計算をしています。

The screenshot shows a software interface for calculating gift tax. At the top, it says '納税猶予の活用 (2018年[平成30年]1月1日から)'. Below this, there are three buttons: '贈与税の特例納税猶予を選択' (selected), '相続税の特例納税猶予を適用', and '相続税の一般納税猶予を適用'. A callout box points to the selected button, stating: 'ステップ4「相続財産の分割情報」において、入力された値を表示'. Below the buttons, there are two columns of results. The left column is for '暦年課税を選択した場合' (Selected for calendar year taxation) and the right column is for '相続時精算課税を選択した場合' (Selected for inheritance tax final accounting). Both columns show '贈与する自社株評価額' (16,000万円) and '納税を猶予される額' (8,099万円 for calendar year, 2,700万円 for inheritance tax). A callout box on the left explains: '上段：贈与税額' (Upper segment: Gift tax amount) and '下段：納税を猶予される額' (Lower segment: Amount of tax to be waived). Another callout box at the bottom left explains: '「特例贈与財産用」として計算(\*1)'. At the bottom of the interface, there is a green button that says '先代経営者が死亡した場合の取扱いについて'.

項目	暦年課税を選択した場合	相続時精算課税を選択した場合
贈与する自社株評価額	16,000万円	16,000万円
上記に係る贈与税額(*1)	8,099万円	2,700万円
納税を猶予される額	8,099万円	2,700万円

(\*1) 贈与時の年の1月1日において後継者が20歳以上であり、  
後継者の直系尊属(祖父母や父母など)からの贈与として贈与税を計算

③ 相続税の特例納税猶予を活用した場合

[相続税の特例納税猶予を活用した場合]を選択。

ステップ3「相続財産の一覧」の自社株(出資額評価)に入力いただいた情報により、相続税の特例納税猶予が適用される場合の税額と実際の納付税額の計算結果が表示されます。

納税猶予の活用 (2018年[平成30年]1月1日から)

後継者 ★子1 被相続人の持株数 16,000株  
発行済株式総数 20,000株  
後継者が既に取得している株式数 0株

贈与税の特例納税猶予を選択 相続税の特例納税猶予を適用 相続税の一般納税猶予を適用 要件確認▼

相続税の特例納税猶予を活用した場合

	合計額・万円	★子1	★子2	★子3	★子4
各人の納付税額	4,942	3,578	340	340	340
猶予される税額	2,456	2,456	0	0	0
実際の納付税額	2,485	1,121	340	340	340

詳細

[詳細]ボタンをタップすると詳細画面を表示

相続税の特例納税猶予 ★は相続税法上・民法上両方の法定相続人 ☆は民法上のみの法定相続人

	合計額・万円	★配偶者	★子1	★子2	★子3	★子4
各人の納付税額	4,942	0	3,578	340	340	340
猶予される税額	2,456	0	2,456	0	0	0
実際の納付税額	2,485	0	1,121	340	340	340

※単位金額(千円・万円)未満は切捨て表示しているため、それぞれの金額を合計した金額が合計額と一致しない場合があります。

納税猶予の対象となる株式数は…  
 [A]後継者が相続時に取得する株式数 16,000株  
 [B]後継者が相続前から所有する株式数 0株  
 [C]発行済株式総数 20,000株  
 納税猶予の対象となる株式数(=[A]) 16,000株

納税が猶予される相続税額は…  
 後継者 ★子1 3,578万円  
 後継者の相続税額 2,456万円  
 特例の適用を受ける自社株のみを相続した場合の相続税額 2,456万円  
 納税が猶予される相続税額 2,456万円

戻る

◎ 相続税の一般納税猶予を活用した場合

[相続税の一般納税猶予を活用した場合]を選択。

ステップ3「相続財産の一覧」の自社株(出資額評価)に入力いただいた情報により、相続税の一般納税猶予が適用される場合の税額と実際の納付税額の計算結果が表示されます。

**納税猶予の活用 (2018年[平成30年]1月1日から)**

後継者 ★子1      被相続人の持株数 16,000 株  
 発行済株式総数 20,000 株  
 後継者が既に取得している株式数 0 株

贈与税の特例納税猶予を選択    相続税の特例納税猶予を適用    **相続税の一般納税猶予を適用**    要件確認▼

**相続税の一般納税猶予を活用した場合**

合計額・万円	★配偶者	★子1	★子2	★子3	★子4
各人の納付税額	4,942	3,578	340	340	340
猶予される税額	1,662	1,662	0	0	0
実際の納付税額	3,279	1,916	340	340	340

子1=後継者  
 子1の納付税額  
 子1の猶予される税額  
 子1が実際に納付する税額

詳細

[詳細]ボタンをタップすると詳細画面を表示

**相続税の一般納税猶予**      ★は相続税法上・民法上両方の法定相続人      ☆は民法上のみの法定相続人

合計額：万円	★配偶者	★子1	★子2	★子3	★子4	
各人の納付税額	4,942	0	3,578	340	340	340
猶予される税額	1,662	0	1,662	0	0	0
実際の納付税額	3,279	0	1,916	340	340	340

※単位金額 (千円・万円) 未満は切捨て表示しているため、それぞれの金額を合計した金額が合計額と一致しない場合があります。

納税猶予の対象となる株式数は…  
 [A]後継者が相続時に取得する株式数 16,000株  
 [B]後継者が相続前から所有する株式数 0株  
 [C]発行済株式総数 20,000株  
 (A+B) < (C×2/3) の場合 後継者が相続した株式数[A]  
 (A+B) ≥ (C×2/3) の場合 発行済株式総数の3分の2から後継者が相続前から所有する株式を引いた数[C]×2/3-[B]  
 納税猶予の対象となる株式数 13,334株

納税が猶予される相続税額は…  
 後継者 ★子1  
 後継者の相続税額 3,578万円  
 特例の適用を受ける自社株のみを相続した場合の相続税額 1,895万円  
 特例の適用を受ける自社株20%のみを相続した場合の相続税額 232万円  
 納税が猶予される相続税額 1,662万円

戻る

⑤ 二次相続の簡易計算

配偶者自身の現在所有する財産(一次相続で取得する以外の財産)の入力が可能なので、より正確な二次相続税額の計算ができます。

また、土地・建物については、二次相続時において小規模宅地の特例が適用できるかどうかを選択できます。

二次相続の簡易計算

A: 一次相続での配偶者の相続財産額 14,000万円

B: 二次相続において「小規模宅地の特例」が適用可・不可による差額分

自宅用の土地・建物	<input type="radio"/> 適用可	<input checked="" type="radio"/> 適用不可	▲ 0万円
事業用の土地・建物	<input type="radio"/> 適用可	<input type="radio"/> 適用不可	▲ 0万円
その他の土地・建物	<input type="radio"/> 適用可	<input type="radio"/> 適用不可	▲ 0万円

C: 一次相続財産以外で配偶者自身が所有する財産 0万円

※配偶者自身が加入している保険金額(非課税金額の控除後)も含む

計算

配偶者自身の現在所有する財産を入力

小規模宅地の特例が適用できるかどうかを選択

[計算]ボタンをタップすると計算結果を表示

二次相続の簡易計算

A: 一次相続での配偶者の相続財産額 14,000万円

B: 二次相続において「小規模宅地の特例」が適用可・不可による差額分

自宅用の土地・建物	<input type="radio"/> 適用可	<input checked="" type="radio"/> 適用不可	▲ 0万円
事業用の土地・建物	<input type="radio"/> 適用可	<input type="radio"/> 適用不可	▲ 0万円
その他の土地・建物	<input type="radio"/> 適用可	<input type="radio"/> 適用不可	▲ 0万円

C: 一次相続財産以外で配偶者自身が所有する財産 0万円

※配偶者自身が加入している保険金額(非課税金額の控除後)も含む

計算

二次相続の課税価格(A+B+C)	14,000万円
二次相続税額	1,560万円
一次相続税額	4,942万円
合計額	6,502万円

二次相続税額

二次相続時の小規模宅地の特例が適用できるかどうかの確認

相続税の結果へ戻る

このご案内は、2019年1月現在の税制および情報に基づいており、今後、税制内容が変更された場合、税額による目安ですので、金額等を修正することはできません。税額の試算は必ず税務

## ⑥ 配偶者の遺族生活資金

配偶者が [いる] 場合、「配偶者の生年月日」「月間希望生活費」の入力情報と「配偶者が相続する換金性資産の合計額」により、算出した金額が表示されます。ただし、配偶者自身の預貯金および遺族年金などは考慮していません。

また、配偶者の平均余命年数は女性の平均余命で算出しております。

配偶者の遺族生活資金

配偶者の生年月日 1945(昭和20年) 7月 7日  
月間希望生活費 45 万円

計算

配偶者が相続する換金性資産の合計額 8,000万円  
配偶者の納付税額 0万円  
配偶者の今後の生活資金 9,180万円  
(月間希望生活費 45万円 × 12ヵ月 × 配偶者の平均余命 17年)

配偶者の今後の生活資金の不足額 1,180万円

相続税の結果へ戻る

配偶者自身の生年月日と月間希望生活費を入力

配偶者の生年月日 1945(昭和20年) 7月 7日  
月間希望生活費 45 万円

計算

[計算]ボタンをタップすると計算結果を表示

配偶者の遺族生活資金

配偶者の生年月日 1945(昭和20年) 7月 7日  
月間希望生活費 45 万円

計算

配偶者が相続する換金性資産の合計額 8,000万円  
配偶者の納付税額 0万円  
配偶者の今後の生活資金 8,100万円  
(月間希望生活費 45万円 × 12ヵ月 × 配偶者の平均余命 15年)  
※平均余命は「令和元年簡易生命表(女)」より算出しております。

配偶者の今後の生活資金の不足額 100万円

※配偶者自身の預貯金および遺族年金などは考慮していません。

相続税の結果へ戻る

遺族生活資金の不足額

この入力情報は、ステップ1「基本情報の入力」配偶者に関する質問画面『Q. 配偶者の遺族生活資金の過不足を求めますか?』に反映されます。

⑦ 印刷用PDF

「表紙」「家族構成図」「相続財産の一覧」「相続財産の分割情報」「各人の相続税額および納税資金不足額」ページのPDFを作成します。

また、他のページ(「生前贈与による税額比較」など)は、印刷用PDF設定のポップアップ画面で選択することにより、PDFを作成することができます。

なお、相続人ごとの情報が表示されるページ(「相続財産の分割情報」など)は、1ページあたり5人分となり、相続人が6人以上の場合は複数枚作成します。

「一時所得形態による税額比較」PDFについては、相続人全員の分ではなく、保険金受取人を指定して計算されたページのみが対象となります。

※ 全て表示されない場合は表示エリア内を縦スクロールしてください

印刷用PDF設定

作成日 2021年1月15日

「印刷用PDF作成ページ」

- A** <<表紙に記載される項目>>
- B** • 被相続人の家族構成図
- C** • 相続財産の一覧
- D** • 相続財産の分割情報
- E** • 各人の相続税額および納税資金不足額

◎上記以外に必要なページを選択

- F**  生前贈与による税額比較
- G**  一時所得形態による税額比較

※「一時所得形態」で数値入力された受取人を表示

- ★子1
- H**  遺留分侵害額
- I**  納税猶予
- J**  二次相続の簡易計算
- K**  配偶者の遺族生活資金

PDFを作成したいページを選択

ここで表示される選択可能な相続人は、ステップ5「②一時所得形態による税額比較」で保険金受取人に指定して計算をおこなった相続人

キャンセル 表紙設定へ 印刷用PDF

[表紙設定へ]ボタンをタップすると「表紙記載事項の入力」画面を表示

表紙PDFに記載する項目を入力します。

合計額：万円    ★配偶者    ★子1    ★子2    ★

52,600    14,000    30,600

表紙記載事項の入力

会社名 第一生命保険株式会社

部署名 大阪北

担当者名 大阪 太郎

郵便番号 123-4567

住所1 大阪市

住所2 北区

電話番号 090-1234-5678

戻る    作成

担当者名は、利用者の氏名が表示  
※利用者の登録情報については、  
管理者にお問合せください

部署名、郵便番号、住所1、  
住所2、電話番号を入力

[作成]ボタンをタップすると別タブに作成されたPDFが  
①～⑫の順に表示（PDF例は下記および次ページ以降参照）

●必ず作成されるPDF例

① 表紙

相続シミュレーション結果

この機会に考えてみませんか？  
**あなたとご家族のこと！**

お届け先の方は  
第一生命保険株式会社  
大阪北  
大阪 太郎  
〒123-4567  
大阪市  
北区  
TEL：090-1234-5678

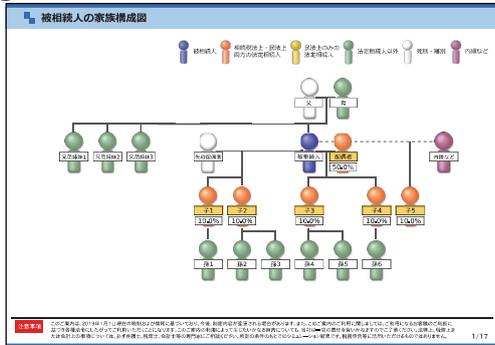
作成日：2021年4月27日

会社名、担当者名は必ず記載  
部署名、郵便番号、住所1、  
住所2、電話番号は、  
入力された項目のみ記載

作成日は、  
[印刷用PDF]ボタンタップ時の年月日

●必ず作成されるPDF例

② 被相続人の家族構成図



③ 相続財産の一覧

財産の種類	財産の取得の参考	財産額	相続税評価額
自宅の土地・建物	贈与の取得は贈与税の課税対象となる	5,000万円	1,000万円
事業用の土地・建物	贈与の取得は贈与税の課税対象となる	12,000万円	2,400万円
その他の土地・建物	贈与の取得は贈与税の課税対象となる	0万円	0万円
自住房 (出資評価額)	贈与の取得は贈与税の課税対象となる		16,000万円
上場株式・有価証券	贈与の取得は贈与税の課税対象となる		2,000万円
預貯金	贈与の取得は贈与税の課税対象となる		6,000万円
死亡退職金 (A)	受取人が死亡した時点で発生	8,000万円	5,000万円
生命保険金 (B)	受取人が死亡した時点で発生	0万円	0万円
自営法人への貸付金	贈与の取得は贈与税の課税対象となる		2,600万円
その他の財産	贈与の取得は贈与税の課税対象となる		1,000万円
▲購入金等	贈与の取得は贈与税の課税対象となる		0万円
合計		52,600万円	36,000万円

④ 相続財産の分割情報 (\*1)

財産の種類	評価額: 万円	取得者	★子1	★子2	★子3	★子4
自宅の土地・建物	1,000	1,000	0	0	0	0
事業用の土地・建物	2,400	0	2,400	0	0	0
その他の土地・建物	0	0	0	0	0	0
自住房 (出資評価額)	16,000	0	16,000	0	0	0
上場株式・有価証券	2,000	0	0	2,000	0	0
預貯金	6,000	0	0	0	2,000	2,000
死亡退職金	5,000	5,000	0	0	0	0
生命保険金	0	0	0	0	0	0
自営法人への貸付金	2,600	0	2,600	0	0	0
その他の財産	1,000	1,000	0	0	0	0
▲購入金等	0	0	0	0	0	0
合計	36,000	7,000	21,000	2,000	2,000	2,000

⑤ 各人の相続税額および納税資金不足額 (\*1)

各人の相続税額	納税資金不足額	子1	子2	子3	子4
各人の相続税額	6,135	1,192	3,578	340	340
実質的納付税額	4,942	0	3,578	340	340
相続税額に対する負担割合	9.4%	0.0%	11.7%	17.1%	17.1%
納税資金不足額	3,578	0	3,578	0	0
不足額を補う生命保険金等	3,575	0	3,575	0	0
不足額を補う生命保険金等	5,672	0	4,104	391	391

●選択状態により、作成されるPDF例

⑥ 生前贈与による税額比較

贈与を使用しない場合 (相続税のみ)	贈与を使用した場合 (相続税+贈与税)
相続財産額	46,600万円
贈与財産額	6,000万円
贈与税額	30,000万円
相続税額 (B)	3,612万円
贈与税合計	270万円
納付税額	3,882万円
納税資金に対する負担割合	7.4%

⑦ 一時所得形態による税額比較

相続税	一時所得
相続税	3,817万円
一時所得	4,421万円
納税資金に対する負担割合	6.0%
納税資金不足額	21.1%

(\*1) 相続人6人以上の場合は複数枚作成

● 選択状態により、作成されるPDF例

⑧ 遺留分侵害額 (\*1)

遺留分侵害額 (2/2)						
遺留分侵害額 (1/2)						
財産の種類	取得額・万円	※取得価	★子1	★子2	★子3	★子4
控除用の 土地・建物	5,000	5,000	0	0	0	0
控除用の 土地・建物	5,000	5,000	0	0	0	0
控除用の 土地・建物	12,000	0	12,000	0	0	0
控除用の 土地・建物	12,000	0	12,000	0	0	0
その他の 土地・建物	0	0	0	0	0	0
上記以外の特種財産	27,600	1,000	18,600	2,000	2,000	2,000
生活費控除額	0	0	0	0	0	0
控除合計	44,600	6,000	30,600	2,000	2,000	2,000
遺留分額	22,300	11,150	2,230	2,230	2,230	2,230
遺留分侵害額	6,070	5,150	0	230	230	230

⑨ 贈与税の特例納税猶予

贈与税の特例納税猶予を活用した場合 [平成30年(2018年)1月1日から]	
■ 納税猶予の対象となる株式数は...	16,000株
■ 納税が猶予される相続税額は...	16,000万円
■ 納税が猶予される相続税額は...	8,099万円
■ 納税が猶予される相続税額は...	2,700万円
■ 納税が猶予される株式数は...	16,000株

⑩ 相続税の特例納税猶予 (\*1)

相続税の特例納税猶予を活用した場合 [平成30年(2018年)1月1日から] (2/2)						
相続税の特例納税猶予を活用した場合 [平成30年(2018年)1月1日から] (1/2)						
財産の種類	合計額・万円	※取得価	★子1	★子2	★子3	★子4
個人所有の株式	4,942	0	3,578	340	340	340
贈与される株式	2,456	0	2,456	0	0	0
相続分の株式	2,485	0	1,121	340	340	340

⑪ 相続税の一般納税猶予 (\*1)

相続税の一般納税猶予を活用した場合 (2/2)						
相続税の一般納税猶予を活用した場合 (1/2)						
財産の種類	合計額・万円	※取得価	★子1	★子2	★子3	★子4
個人所有の株式	4,942	0	3,578	340	340	340
贈与される株式	1,662	0	1,662	0	0	0
相続分の株式	3,279	0	1,916	340	340	340

⑫ 二次相続の簡易計算

二次相続の簡易計算	
A: 一次相続での配偶者の相続財産額	14,000万円
B: 二次相続において「小規模宅地等の特例」の適用がある場合	▲0万円
C: 一次相続で配偶者が所有する財産	0万円
二次相続の課税価格 (A+B+C)	14,000万円
二次相続税額	1,560万円
一次相続税額	4,942万円
合計額	6,502万円

⑬ 配偶者の遺族生活資金

配偶者の遺族生活資金	
配偶者が相続する現金・有価証券の合計額	8,000万円
配偶者の納付税額	0万円
配偶者の中絶生活資金	8,100万円
月額生活資金 (45万円 × 12ヵ月 × 配偶者の平均寿命 15年)	810万円
配偶者の今後の生活資金の不足額	100万円

(\*1) 相続人6人以上の場合は複数枚作成



<https://www.fp-school.com>

旬のテーマによるセミナー全国展開とお役立ちツールの提供

著作/制作：

株式会社 シャフト

〒531-0071 大阪府大阪市北区中津1-2-18ミノヤビル7F TEL.06-6375-8520 FAX.06-6374-7887

FP-DL210427